

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

使用施設

平成29年度第1回保安検査報告書

平成29年8月

原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要
 - (1) 保安検査実施期間
 - (2) 保安検査実施者

2. 保安検査内容
 - (1) 基本検査項目
 - (2) 追加検査項目

3. 保安検査結果
 - (1) 総合評価
 - (2) 検査結果
 - (3) 違反事項

4. 特記事項

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間

自 平成29年 5月30日(火)

至 平成29年 6月 1日(木)

(詳細日程は別添1参照)

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 杉山 久弥

原子力保安検査官 大高 正廣

安全規制管理官(再処理・加工・使用担当)付

原子力保安検査官 江田 和由

安全規制管理官(新型炉・試験研究炉・廃止措置担当)付

原子力保安検査官 榘見 亮司

2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目

①保安検査における指摘事項の対応状況

②マネジメントレビューの実施状況

③特定施設の運転管理の実施状況

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては「保安検査における指摘事項の対応状況」、「マネジメントレビューの実施状況」及び「特定施設の運転管理の実施状況」を検査項目として、資料確認、聴取等により検査を実施した。

検査の結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。なお「保安検査における指摘事項の対応状況」については、是正処置が引き続き実施されることから、今後も保安検査等において確認することとする。

(2) 検査結果
別添2参照

(3) 違反事項
なし

4. 特記事項
なし

保安検査日程

月 日	5月30日(火)	5月31日(水)	6月1日(木)
午 前	●検査前会議	●検査前会議	●検査前会議
	○保安検査における指摘事項の対応状況	○マネジメントレビューの実施状況※ ¹	○特定施設の運転管理の実施状況※ ¹
午 後	○保安検査における指摘事項の対応状況	○マネジメントレビューの実施状況※ ¹	○特定施設の運転管理の実施状況※ ¹
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議

○：検査項目、●：会議等

※1 安全規制管理官（新型炉・試験研究炉・廃止措置担当）付と連携して実施した検査事項

個別検査結果(1/3)

1. 検査実施日

平成29年5月30日(火)

2. 検査項目

保安検査における指摘事項の対応状況

3. 対象となった保安規定の条文

第1編 総則

第2章 保安管理体制

第6条 保安管理組織

第7条 職務

第10条 中央安全審査・品質保証委員会

第10条の2 使用施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の設置並びにそれらの構成)

第11条 使用施設等安全審査委員会の審議事項

第12条 品質保証推進委員会の審議事項

第3章 品質保証

第17条 品質保証活動の実施

第18条 保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善

第21条 不適合管理

第21条の2 是正処置

第22条 予防処置

第23条 品質保証計画の継続的な改善

第24条 文書及び記録の管理

第7編 燃料試験施設の管理

第1章 通則

第2条 手引の作成

第3条 年間使用計画

第4条 使用実施計画

第2章 使用の管理

第5条 使用施設の使用上の制限

第4章 核燃料物質の管理

第15条 使用等の制限

第 1 6 条 貯蔵
第 8 編 廃棄物安全試験施設の管理
第 1 章 通則
第 2 条 手引の作成
第 3 条 年間使用計画
第 4 条 使用実施計画
第 2 章 使用の管理
第 5 条 使用施設の使用上の制限
第 4 章 核燃料物質の管理
第 1 5 条 使用等の制限
第 1 6 条 貯蔵
第 1 0 編 バックエンド研究施設の管理
第 1 章 通則
第 2 条 手引の作成
第 3 条 年間使用計画
第 4 条 使用実施計画
第 2 章 使用の管理
第 5 条 使用施設の使用上の制限
第 4 章 核燃料物質の管理
第 1 6 条 使用等の制限
第 1 7 条 貯蔵

4. 検査結果

平成 2 8 年度第 3 回保安検査で確認された、保安規定違反（監視）に関する事業者の是正処置状況の確認及び同保安検査で原子力規制庁が指摘し、事業者が実施している対策事項の実施状況を検査した。

検査においては、事業者の不適合処理等の活動状況を通して、当該是正処置や対策事項を保安活動として組織的に管理しながら実施しているかについて、前回の保安検査以降の実施状況を関係者への聴取、会議体の議事録等の記録を基に確認した。

その結果、以下の具体的な事項を確認した。

(1) 保安規定違反（監視）について

（核燃料物質の取扱量に係る不十分な表示）

- ・ 福島技術開発試験部ホット材料試験課長は、廃棄物安全試験施設における使用場所ごとの核燃料物質取扱数量の表示の一部記載漏れに関する不適合について、根本原因分析を実施し、その分析結果等を

反映することとした是正処置計画書を策定し、不適合管理専門部会の審議を経て、平成28年12月28日所長承認されていること。

- ・ 根本原因分析の分析チームリーダーは、所長承認された活動計画に基づき、活動を平成29年1月から2月に掛けて、現場確認、関係者への聞き取り調査や会合を実施し、事象の把握及び問題点の整理を行い、平成29年2月28日「核燃料物質取扱数量の表示の一部記載漏れ」に関する根本原因分析報告書を策定していること。
- ・ 分析チームリーダーは、平成29年3月3日、根本原因分析の結果である組織要因の除去に関する以下の提言等を所長に報告していること。また、平成29年3月27日の不適合管理専門部会で、根本原因分析結果を報告していること。
 - 1) 廃棄物安全試験施設を管理するホット材料試験課に対して、不適合である表示の脚注のみでなく、該当する保安規定の要求事項について、適切に下位文書等に具体的に反映されていることを確認すること。この管理で良いのか客観的に捉える意識の醸成と常に問いかける姿勢を養うことの提言。
 - 2) 保安管理部に対して、1)の活動に係る具体的方法について、ホット材料試験課と協力して定め、活動をフォローすること。また、保安管理部は他部署の者が現場を確認する仕組みを整備することを提言。
 - 3) 保安管理部は、保安規定の遵守及び安全意識の向上に資することを目的として、規制当局や他所外組織とのコミュニケーションをより強化するための活動について、継続的に行うための仕組みを定めることを提言。
- ・ 所長は、平成29年3月14日、根本原因分析の結果を踏まえ、保安管理部長、福島技術開発試験部長及びホット材料試験課長に対して、原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに予防処置要領に従った対応の実施を指示したこと。
- ・ 福島技術開発試験部長は、所長の指示を踏まえ、「廃棄物安全試験施設における使用場所ごとの核燃料物質の取扱数量の表示の一部記載漏れ」に関する不適合の是正処置計画書を改訂し、不適合管理専門部会の審議を経て、平成29年5月19日、所長の承認を受けて

いること。同様に、保安管理部も「保安管理部の役割・機能について」の不適合件名に併せて、是正処置計画書を改訂し、所長承認を受けていること。

- ・ 福島技術開発試験部長及び保安管理部長は、見直された是正処置計画書に記載の改善対策について、「平成28年度保安検査における指摘事項に係る改善方針」（アクションプログラム）に反映し、進捗管理する体制で、対策を実施中であること。

(2) セル等における核燃料物質の不適切な管理について

- ・ 福島技術開発試験部ホット材料試験課長、実用燃料試験課長及びB E C K Y技術課長は、それぞれの担当施設における核燃料物質の不適切な管理に関する不適合について、原子力規制庁との行政相談を踏まえた是正処置計画を策定し、不適合管理専門部会の審議を経て、所長の承認を受けていること。
- ・ ホット材料試験課長は、廃棄物安全試験施設のセル等における使用予定のない核燃料物質について、最後に残った試験試料を平成29年3月28日にセル固化体貯蔵ピットに移動し、是正処置計画書に記載の処置を実施したこと。B E C K Y技術課長は、3月29日、バックエンド研究施設にある使用予定のない核燃料物質を α 固体廃棄物保管室(2)に移動し、是正処置計画書に記載の処置を実施したこと。
- ・ 実用燃料試験課長は、原子力規制庁との行政相談を踏まえ、燃料試験施設のセル等における使用予定のない核燃料物質に関する処置完了時期を前倒しするために、セル内に貯蔵エリアを設置することとする是正処置計画の改正を平成29年3月31日に実施したこと。改正した是正処置計画は、不適合管理専門部会の審議を踏まえ、平成29年4月10日に所長の承認を受けていること。
- ・ 実用燃料試験課長は、燃料試験施設のコンクリートセルを貯蔵施設として位置付けた上で核燃料物質の適切な管理を行うため、核燃料物質の使用の変更許可申請を策定し、福島技術開発試験部部内品質保証審査機関の審査、使用施設安全審査委員会の審議結果及び関係者の合議を踏まえ、平成29年4月18日に所長の決裁を受け、4

月 26 日付けで原子力規制委員会に申請していること。

- ・ 福島技術開発試験部は、管理上必要なプロセスを定めて核燃料物質の管理を強化するため、核燃料物質の取扱い後の処置と核燃料物質の貯蔵及び廃棄の方法の明確化並びに燃料試験施設の変更許可を取得するまでの管理方法の追加に係る保安規定の変更申請について、所内審議を経て所長の承認を受け、平成 29 年 3 月 16 日付けで原子力規制委員会に申請していること。
- ・ 「核燃料物質の不適切な管理」に関する根本原因分析の分析チームリーダーは、所長承認された活動計画に基づき、活動を実施中であること。所長は、根本原因分析活動の強化の観点から、分析メンバーの増員を含むメンバー変更と関係者への協力要請指示の技術連絡書を平成 29 年 4 月 18 日に福島技術試験部長他関係者に発信していること。

(3) 福島技術開発試験部長及び保安管理部の役割・機能について

- ・ 福島技術開発試験部長は、3 現主義を実行するための仕組みについて、福島技術開発試験部の業務の計画及び実施に関する要領に追加し、同要領に基づき定期的な施設の現場確認及び必要な指導をしていること。
- ・ 「保安管理部の役割・機能について」に関する根本原因分析の分析チームリーダーは所長承認された活動計画に基づき、「核燃料物質取扱数量の表示の一部記載漏れ」同様に、関係者への聞き取り調査や会合による活動を実施し、事象の把握及び問題点の整理を行い平成 29 年 3 月 3 日「保安管理部の役割・機能について」に関する根本原因分析報告書を策定していること。
- ・ 分析チームリーダーは、根本原因分析の結果である組織要因の除去に関する活動として、3 現主義の実施体制強化に関して、現場確認するための具体的なルールの策定等の提言を、平成 29 年 3 月 10 日に所長に報告していること。また、平成 29 年 3 月 21 日の不適合管理専門部会で、根本原因分析結果を報告していること。
- ・ 所長は、平成 29 年 3 月 23 日、根本原因分析の結果を踏まえ、保

安管理部長及び各課長（安全対策課長、施設安全課長、品質保証課長）に対して、原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに予防処置要領に従った対応の実施を指示していること。

- ・ 保安管理部長は、所長の指示を踏まえ「保安管理部の役割・機能について」の是正処置計画書に、根本原因分析の結果である提言事項対策を追加する改訂を平成29年5月11日に実施したこと。保安管理部は、不適合管理専門部会の審議を踏まえ、平成29年5月19日に所長承認された是正処置計画書に従い、対策を実施中であること。

（４）結論

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となる事項などは認められなかった。「保安検査における指摘事項の対応状況」は、「核燃料物質の不適切な管理」に関する根本原因分析活動が継続中であり、それに伴い改善を必要とする是正処置が引き続き実施されることから、今後も保安検査等において確認することとする。

5. その他

なし

個別検査結果（2／3）

1. 検査実施日

平成29年5月31日（水）

2. 検査項目

マネジメントレビューの実施状況

3. 対象となった保安規定の条文

第1編 総則

第2章 保安管理体制

第6条 保安管理組織

第7条 職務

第10条の2 使用施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の設置並びにそれらの構成

第11条 使用施設等安全審査委員会の審議事項

第12条 品質保証推進委員会の審議事項

第3章 品質保証

第16条 品質保証計画の策定

第17条 品質保証活動の実施

第18条 保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善

第19条 検査及び試験

第20条 内部監査

第21条 不適合管理

第21条の2 是正処置

第22条 予防処置

第23条 品質保証計画の継続的な改善

4. 検査結果

原子力科学研究所使用施設のトップマネジメントが所長から理事長に平成29年4月1日に変更になったことから、平成28年度の課題を踏まえて平成29年度の保安活動に反映されているか検査した。

検査に当たっては、平成28年度の品質方針に基づき、平成28年度の保安活動に係る実績の評価が実施され、抽出された改善点や課題が洗い出されて、マネジメントレビューにインプットされているか、

また、所長から理事長へのトップマネジメント変更によるマネジメントレビューのアウトプットに対して、平成29年度の品質方針及び品質保証計画を見直し、品質目標等が策定されているかを関係者への聴取、会議体の議事録等の記録により確認した。

その結果、以下の具体的な事項を確認した。

(1) 平成28年度の所長レビュー等の実施状況

- ・ 所長は、平成28年度マネジメントレビュー活動として原子力科学研究所の品質保証計画書に基づき、マネジメントシステムの適切性及び有効性の評価を行うため、各部・センターのインプット情報について、平成29年3月3日に所長レビューを実施していること。
- ・ 品質保証管理責任者（副所長）は、平成28年度原子力科学研究所の品質方針に基づき、設定された品質目標に対する各部の達成状況も含め、平成29年2月28日の品質保証推進会議の審議を踏まえ、インプット情報を取りまとめていること。
- ・ 品質保証管理責任者（副所長）がとりまとめたインプット情報の改善のための提案には、設備・機器の高経年化に伴うトラブル発生防止のための新たな対策、平成28年度の保安検査で確認された保安規定違反（監視）及び指摘事項を踏まえ、保安活動を統括する各部長は客観性を持って自ら現場実態把握並びに不適合管理の適切な実施に関する改善の必要性が含まれていること。
- ・ 平成28年度原子力科学研究所のマネジメントレビューアウトプットでは、改善が必要な活動として、前年度から継続した高経年化を踏まえた保守管理、3現主義、不適合管理の確実な実施と物事の全体像とその本質を見極め、的を射た改善を行うための活動を推進すること等をアウトプットしていること。
- ・ 所長は安全・核セキュリティ統括部長の指示を受け、原子力科学研究所のマネジメントレビュー結果を安全・核セキュリティ統括部長に平成29年3月14日に報告していること。
- ・ 安全・核セキュリティ統括部長は平成29年3月16日の理事長レビューにて、平成28年度原子力科学研究所のマネジメントレ

ビュー結果の報告をインプットしていること。

(2) 平成29年度のトップマネジメントの変更について

- ・ 保安管理部長は、トップマネジメントを所長から理事長とする品質保証体制の見直しが平成29年4月に予定されていることから、核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請の改正案について、保安管理部規定等検討委員会の審議を踏まえ、作成していること。
- ・ 同改正案について、所長は、使用施設等安全審査委員会に諮問し、同委員会の平成28年7月28日の審議結果を踏まえた答申を平成28年8月30日に受理し、平成28年9月8日に原子力規制委員会への保安規定変更認可申請書を提出していること。
- ・ 原子力規制庁における審査を踏まえた、補正案については、平成28年11月11日に使用施設等安全審査委員会に報告し、同審議結果を踏まえた答申を11月22日に受理し、平成29年1月18日付けで保安規定変更認可申請の補正書を原子力規制委員会に提出していること。
- ・ 安全・核セキュリティ統括部長は、平成29年3月24日の保安規定変更認可を受けて、核燃料物質使用施設の品質保証計画書を役員合議、理事長の決裁を受け、平成29年4月1日に制定していること。また、マネジメントレビュー実施要領の一部改正についても、同様に関係者の合議及び理事長の決裁を受け、平成29年4月11日に改定していること。
- ・ 保安管理部長は、核燃料物質使用施設保安規定の変更に伴い、原子力科学研究所の二次文書である「品質目標管理要領書」等の文書を改訂し、所長が承認し、平成29年4月1日に施行したこと。また、理事長をトップマネジメントとする品質保証計画書の制定に伴い、保安管理部長は所内の文書体系（文書番号）が変わることから、文書制改定プロセスチェックシートを策定し、所内各課の対応状況について現場確認等により確認を実施したこと。

(3) 平成29年度の品質目標の設定について

- ・ 保安管理部長は、平成28年度原子力科学研究所のマネジメント

レビューのアウトプットや平成29年度で改善すべき事項を目標とする平成29年度原子力科学研究所品質保証計画書に基づき、品質目標（案）を策定したこと。所長は、品質目標（案）について、品質保証推進委員会に諮問したこと。平成29年4月12日に開催された同推進委員会の審議では、昨年度からの継続項目の施策等の強化について指摘を受けていること。

- ・ 所長は、平成29年度の理事長の原子力安全に係る品質方針及び品質目標の品質保証推進委員会の審議結果を踏まえた答申を平成29年4月14日に受理し、原子力科学研究所の品質目標を品質目標管理要領書に基づき、平成29年4月14日に策定していること。
- ・ 平成29年度原子力科学研究所品質保証計画書に基づく品質目標を踏まえて各部長は目標を設定していること。目標達成のため施策として、バックエンド技術では高経年化対策として一部の設備の停止検討等の施策、保安管理部は3現主義として、保安規定等の変更時の現場確認の実施、また、福島技術開発試験部は核燃料物質等の取扱いに関する意識向上が施策として設定されていること。

（4）結論

以上のことから、マネジメントレビューの実施状況について、保安規定に基づき、管理すべき事項を定め、保安活動が行われていることを確認し、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。

5. その他

なし

個別検査結果（3／3）

1. 検査実施日

平成29年6月1日（木）

2. 検査項目

特定施設の運転管理の実施状況

3. 対象となった保安規定の条文

第1編 総則

第3章 品質保証

第18条 保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善

第21条 不適合管理

第21条の2 是正処置

第22条 予防処置

第5編 ホットラボの管理

第1章 通則

第1条 要員の配備

第2条 手引の作成

第7条 負圧の維持

第8条 重要な設備等の操作

第9条 施設の運転管理

第10条 特定施設の運転停止時の措置

第11条 計画停電時の措置

第12条 施設定期自主検査

第13条 修理及び改造計画

第14条 保守結果の通知等

第18条 警報装置が作動した場合の措置

第19条 点検等において異常を認めた場合の措置

第9編 NSRRの管理

第1章 通則

第2条 要員の配備

第3条 手引の作成

第9条 警報装置の作動条件

第10条 負圧の維持

- 第 1 1 条 重要な設備等の操作
 - 第 1 2 条 使用・運転開始前点検
 - 第 1 3 条 使用中・運転中の巡視及び点検
 - 第 1 4 条 使用・運転停止後点検
 - 第 1 5 条 施設定期自主検査
 - 第 1 6 条 修理及び改造計画
 - 第 1 7 条 保守結果の報告等
 - 第 2 7 条 警報装置が作動した場合の措置
 - 第 2 8 条 負圧が維持できなくなった場合の措置
 - 第 2 9 条 点検等において異常を認めた場合の措置
- 第 9 編 バックエンド研究施設の管理

第 1 章 通則

- 第 1 条 要員の配備
- 第 2 条 手引の作成
- 第 7 条 負圧の維持
- 第 8 条 使用の通知等
- 第 9 条 重要な設備等の操作
- 第 1 0 条 施設の運転管理
- 第 1 1 条 特定施設の運転停止時の措置
- 第 1 2 条 施設定期自主検査
- 第 1 3 条 修理及び改造計画
- 第 1 4 条 保守結果の報告等
- 第 1 5 条 巡視及び点検
- 第 2 0 条 警報装置が作動した場合の措置
- 第 2 1 条 巡視、点検等において異常を認めた場合の措置

4. 検査結果

工務技術部が担当する施設における運転及び保守を実施している設備について、保守管理も含め、安全確保すべき事項を定め、適切な運転管理等が行われているかについて検査した。

検査では、原子力科学研究所の特定施設の設備について、運転管理（設備の起動・停止、点検、保守、修理及び改造）対応について確認した。検査に当たっては、関係者への聴取、会議体の議事録等の記録を基に、事業者の活動を確認した。

その結果、以下の事項を確認した。

- (1) 業務計画及び業務の管理について

- ・工務技術部工務第1課長及び第2課長は、工務技術部が担当する設備について、運転管理（設備の起動・停止、点検、保守、修理及び改造）の年間計画を「工務技術部設備機器の点検標準」に基づき策定していること。
- ・工務第1課長及び第2課長は、年間計画に基づき、月度の特定施設等運転保守予定表を作成し、工程調整・安全管理会議等にて、関係者である本体施設管理者等に周知していること。
- ・NUCEF（試験研究用等原子炉施設・使用施設）の特定施設を担当する工務第1課長は、NUCEFにおける点検等に伴い、使用施設のセル、グローブボックスの負圧維持が出来ないときには、負圧維持適用除外申請を策定し、本体施設のBECKY技術課長及び核燃料取扱主任者の同意を経て、工務技術部長の承認を受けていること。また、その結果をBECKY技術課長及び放射線管理第2課長に通知していること。
- ・工務第1課長及び第2課長は、作業の実績管理（進捗状況）を、日常の特定施設点検記録、特定施設運転監視記録等の記録、毎週実施の会議及び毎月実施の課内会議において確認していること。また、同会議において、原子力科学研究所のトピックス等の共有情報を関係者に周知していること。
- ・工務第1課長は、平成29年5月19日の工務第1課課内会議（平成29年5月度）において、4月20日に発生した原子炉廃止措置研究開発センター予備変圧器の配電盤からの発煙事象の紹介及び注意喚起を実施していること。

（2）実行プロセスの妥当性と作業管理について

- ・工務第1課長及び工務第2課長は、工務技術部が担当する施設の設備に係る運転管理を担当する職員及び協力作業員の力量評価について、工務技術部教育・訓練管理要領に基づき、業務内容毎の力量項目を設定し、評価していること。
- ・工務技術部長は、工務技術部業務の計画及び実施に関する要領に基づき、各特定施設の運転（起動・停止）、点検、保守、修理及

び改造等の要領を施設毎の運転手引きに定めていること。同運転手引きでは、運転上の条件、運転の通知や運転に係る保安上の指示及び運転操作などを記載していること。

- ・工務第1課長及び第2課長は、点検時の管理要領に基づき、特定施設の巡視点検実施状況を確認するため、巡視点検計画を策定していること。施設の巡視点検の実施状況について、月に一回の頻度で、工務第1課長又は第2課長が実施する現場巡視点検に同行し、巡視点検実施者に対して指導・助言を行っていること。

(3) 特定施設の設備の管理について

- ・工務第1課長及び第2課長は、担当する施設について、工務技術部設備機器の点検標準が規定している施設毎の点検基準、点検内容、点検周期及び点検方法に従った点検を実施していること。
- ・工務第1課長及び第2課長は、特定施設の設備の施設定期自主検査及び自主検査に関する当該の対象設備、対象機器、検査前条件、検査手順、評価方法及び判定基準を当該要領書として定めていること。
- ・工務第1課長及び第2課長は、各施設の運転手引に基づき、施設定期自主検査の結果や自主検査に係る実施状況を確認すると共に、施設定期自主検査の結果について、工務技術部長に報告していること。工務第1課長及び第2課長及び工務技術部長は、保安規定で定める関係者に検査結果を通知していること。
- ・工務第1課長及び第2課長は、工務技術部が担当する特定施設の高経年化対応について、電気設備及び機械設備の高経年化評価表による評価結果及び施設の稼働状況を考慮し、更新計画表を各々策定している。工務技術部長は、更新計画の状況を工務技術部として取りまとめ、更新計画を見直し、更新対応を継続的に実施していること。
- ・工務技術部長は、特定施設の高経年化対応で、排気ダクトの管理及び放射性廃液配管の管理において、想定される腐食や配管減肉の劣化診断設備について、管理要領を定め、点検対象及び点検方

法を明確にして、工務第1課長及び第2課長に実施させていること。また、有寿命部品である空調機、電動機の軸受けについて、工務第1課長及び第2課長は交換計画を定め、計画に沿って交換を実施していること。

(4) 不適合管理・継続的改善について

- ・工務技術部長は、平成27年10月19日に発生した第2廃棄物処理棟圧空配管ピンホール事象について、事例を日本原子力研究開発機構平成27年度工務技術部年報（テクニカルレポート）に登録していること。また、過去に発生したトラブル、不適合事象やヒューマンエラーの事例を過去の事故・トラブルに関する教育資料としてまとめ教育を実施していること。
- ・工務技術部工務第1課長は、平成28年3月8日に確認されたNUCEF施設での送風機の軸受部からの運転音に関する気付き事項について、所内ルールに基づく不適合管理を実施していること。
- ・工務技術部長は、設備機器に異常故障及び兆候を発見した場合の報告と効果的な点検方法、恒久処置が完了するまでの監視や保守記録の記載方法を定めるとした保守点検記録等の作成要領を定めていること。工務第1課長は、NUCEF施設での送風機の軸受部からの運転音に関する気付き事項について、是正処置が完了するまでの対応を保全記録にまとめるとした対応を実施していること。

(4) 結論

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。

5. その他

なし